

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成29年6月6日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

国民健康保険財政調整基金において発生した運用利子を基金に積み立てる必要があるため。

専決第8号

平成28年度八幡浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成28年度八幡浜市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,304,762千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月31日

八幡浜市長 大城一郎

（国民健康保険事業特別会計）

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前額	今回補正額	合計
8. 財産収入		0	34	34
	1. 財産運用収入	0	34	34
歳入	合計	6,304,728	34	6,304,762

(国民健康保険事業特別会計)

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前額	今回補正額	合計
9. 基金積立金		0	34	34
	1. 基金積立金	0	34	34
歳出	合計	6,304,728	34	6,304,762

平成 28 年 度

八幡浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）に関する説明書

1 歳入歳出予算事項別明細書

(1)	総	括
(2)	歳	入
(3)	歳	出

1 歳入歳出予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前額	今回補正額	合計
8. 財産収入	0	34	34
歳入 合計	6,304,728	34	6,304,762

(国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円)

(歳出)	款	補正前額	今回補正額	合計	補正予算額の財源内訳			
					財源			一般財源
					特出金	地方債	その他	
9. 基金積立金		0	34	34			34	
歳出合計		6,304,728	34	6,304,762			34	

(2) 歳入

(款) 8. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前額	今回補正額	合計	節分		説明
				区	金額	
1. 利子及び配当金	0	34	34	1. 基金預金利子	34	基金預金利子
計	0	34	34			

(3) 歳出

(款) 9. 基金積立金 (項) 1. 基金積立金 (単位：千円)

目	補正前額	今回補正額	合計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	財 債 そ の 他	一 般 財 源	区 分	金 額	
1. 財政調整基金積立金	0	34	34		34		25. 積立金	34	財政調整基金積立金
計	0	34	34		34				

